

市・道民税の 1万円減税 定額減税について



市 HP

☎市民税係 Tel. 74-4864



物価は上がるのに、給与はなかなか上がらない・・・そんな国民の負担を緩和するため、令和6年分の所得税および令和6年度の市・道民税において定額減税が実施されます。定額減税とは、税額を一定額減額する減税の方法です。

定額減税（市・道民税）の対象となる条件は？

次の条件をいずれも満たす方

1. 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下相当）の方
2. 所得割が課税されている方

※均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、退職所得（分離課税分）からは控除されません。

※各種税額控除を適用後の所得割額がない場合には定額減税はありません。

市・道民税の定額減税額は？

定額減税の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額が市・道民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

1. 納税義務者本人・・・1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族（16歳未満扶養親族を含み、国外居住者を除く）・・・1人当たり1万円

(例) 納税義務者本人、控除対象配偶者および扶養親族2人の場合の定額減税可能額（特別税額控除可能額）

$$1万円 \times (本人1人 + 控除対象配偶者1人 + 扶養親族2人) = 4万円$$

ふるさと納税
しているとうなる？



・定額減税（特別税額控除）は、ほかの税額控除の額を控除したあとの所得割額に適用します。「ふるさと納税の特例控除額の控除限度額」の算定基礎となる令和6年度分の所得割額は定額減税前の所得割額で計算を行うため、**定額減税の影響はありません。**

定額減税（市・道民税）の実施方法は？

1. 給与からの特別徴収の場合

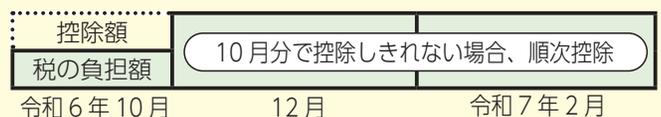
※定額減税の対象とならない方については、例年どおりの徴収方法となります。

令和6年6月分の給与からの特別徴収を行わず、定額減税（特別税額控除）後の税額を11分割し、令和6年7月から同7年5月分で給与からの特別徴収を行います。



2. 公的年金からの特別徴収の場合

令和6年10月支払分の年金より特別徴収される税額から定額減税（特別税額控除）を行い、控除しきれない税額については、12月分以降の税額から順次控除を行います。



3. 納付書や口座振替（普通徴収）の場合

第1期分の税額から定額減税（特別税額控除）を行い、控除しきれない税額については第2期分以降の税額から順次控除を行います。

控除額	第1期分で控除しきれない場合、順次控除		
税の負担額			
令和6年6月 (第1期分)	8月 (第2期分)	10月 (第3期分)	令和7年1月 (第4期分)



●所得税の定額減税について

令和6年分所得税において1人当たり3万円の定額減税が行われます。定額減税の適用条件、実施方法などの詳細は国税庁ホームページ（QRコード）をご確認ください。



国税庁 HP

●定額減税しきれないと見込まれる方には調整給付を行います

納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）の数から算定される定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額、市・道民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合はその差額を給付します。

詳しい給付内容や実施時期については、改めて広報紙などでお知らせします。

☎ 圏社会福祉係 Tel 74-8103

令和6年度より 森林環境税 が始まります

☎ 市市民税係 Tel 74-4864



市 HP

森林環境税とは

地球温暖化防止や国土の保全などを図るため「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から課税される国税です。

国内に住所を有する個人に対して、市・道民税均等割と併せて年額1,000円が課税されます。納付された森林環境税は、全額が「森林環境譲与税」として、都道府県・市区町村に譲与され、森林の整備の促進に関する施策に充てられます。



市・道民税均等割が課税されている方の負担は変わりません！

東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度まで、臨時的に市・道民税均等割に年額1,000円（市民税500円、道民税500円）が上乗せされていましたが、これが終了となり令和6年度から新たに森林環境税が課税されます。

	令和5年度 まで	令和6年度 から
市民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税（国税）	-	1,000円
合計	5,000円	5,000円

森林環境税が課税されない方

市・道民税と森林環境税では非課税となる基準が異なるため、市・道民税が非課税の場合でも森林環境税が課税される場合があります。非課税基準（前年の合計所得金額で判定）は右の表のとおりです。

課税状況	前年の合計所得金額	
	森林環境税（国税）	市・道民税（均等割）
課税対象者のみ	380,000円	380,000円
課税対象者+扶養1人	828,000円	830,000円
課税対象者+扶養2人	1,108,000円	1,110,000円
課税対象者+扶養3人	1,388,000円	1,390,000円

※次の方は市・道民税および森林環境税が非課税になります。

- ・生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- ・未成年者、障がい者、寡婦またはひとり親に該当する方で、合計所得金額が1,350,000円以下の方